

# 御宿町の財務報告書

統一的基準による財務書類

平成 28 年度決算

御 宿 町

## 目 次

第1章 地方公会計制度の策定経緯と意義	1
1. 経緯	1
2. 意義	2
第2章 統一的な基準の特徴	3
1. 公会計基準の比較	3
2. 統一的基準と総務省方式改定モデルの違い	4
(1) 概要	4
(2) 現金主義と発生主義	5
(3) 単式簿記と複式簿記	5
(4) 固定資産台帳	6
(5) 比較可能性の確保	8
第3章 本町の地方公会計制度に関する取組み	9
第4章 財務書類	10
1. 財務書類の相互関係	10
財務書類とは	11
2. 対象会計範囲	12
3. 財務書類の概要（一般会計）	13
(1) 貸借対照表	13
(2) 行政コスト計算書	16
(3) 純資産変動計算書	18
(4) 資金収支計算書	19

## 第1章 地方公会計制度の策定経緯と意義

### 1. 経緯

平成18年6月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」を契機に、総務省から地方公会計制度の指針が示され、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」の財務書類の作成が求められました。

この指針で「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の2つの方式が示され、御宿町では平成23年度決算から総務省方式改訂モデルにより、財務書類を作成してきました。

こうした地方公会計の整備（財務書類の整備）は、全国的にも進められていますが、2つの方式以外にも「東京都方式」等、複数の会計基準があることで、団体間を比較することが難しいなどの課題もあったことから、平成26年度に総務省から「統一的な基準」が示され、全ての地方公共団体は平成29年度末までにこの基準に準拠した財務書類の作成が必要となりました。

御宿町は、平成28年度決算により統一的な基準に基づく財務書類を作成しました。

#### 【新地方公会計制度（2つのモデル）】

平成18年5月「新地方公会計制度研究会報告書」

平成19年10月「新地方公会計制度実務研究会報告書」

#### 【新地方公会計モデル】

平成21年1月「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引き」

平成22年3月「地方公共団体における財務書類の活用及び公表について」

平成23年12月「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引き」

#### 【統一的な基準】

平成25年8月「今後の新地方公会計推進に関する研究会中間まとめ」

平成26年4月「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」

平成26年9月「財務書類作成要領」「資産評価及び固定資産台帳の手引き」

平成27年1月 統一的な基準による地方公会計の整備促進について（総務大臣通知）・統一的な基準による地方公会計マニュアル

## 2. 意義

地方公共団体における予算・決算に係る会計制度（官庁会計）は、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、単式簿記による現金主義会計を採用しています。

一方で、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に果たす観点から、単式簿記による現金主義会計では把握できない情報（ストック情報（資産・負債）や見えにくいコスト情報（減価償却費等））を住民や議会等に説明する必要性が一層高まっており、そのためには、単式簿記による現金主義会計の補完として複式簿記による発生主義会計の導入が重要となります。

また、複式簿記による発生主義会計を導入することで、上記のとおりストック情報と現金支出を伴わないコストも含めたフルコストでのフロー情報の把握が可能となるので、公共施設等のマネジメントへの活用充実につなげることも可能となります。

### 地方公会計の意義

#### 1. 目的

- ①説明責任の履行  
住民や議会、外部に対する財務情報のわかりやすい開示
- ②財政の効率化・適正化  
財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

#### 2. 具体的内容(財務書類の整備)

##### 現金主義会計

◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

補完

##### 発生主義会計

◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覧的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

地方公会計 ・ 貸借対照表 ・ 行政コスト計算書 ・ 純資産変動計算書 ・ 資金収支計算書	企業会計 ・ 貸借対照表 ・ 損益計算書 ・ 株主資本等変動計算書 ・ キャッシュ・フロー計算書
---	--

#### 3. 財務書類整備の効果

- ①発生主義による正確な行政コストの把握  
見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示
- ②資産・負債(ストック)の総体の一覧的把握  
資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示

総務省資料より

## 第2章 統一的な基準の特徴

### 1. 公会計基準の比較

従来の地方公会計制度の会計基準は「総務省方式改訂モデル」、「基準モデル」のほかに、「東京都方式」等があります。

平成29年度末までに全ての地方公共団体が統一的な基準による財務書類の作成が求められています。

	統一的な基準	基準モデル	総務省方式改訂モデル	東京都	国 (省庁別財務書類の作成基準)
財務書類の体系	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸借対照表</li> <li>○行政コスト計算書</li> <li>○純資産変動計算書</li> <li>○資金収支計算書</li> <li>※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸借対照表</li> <li>○行政コスト計算書</li> <li>○純資産変動計算書</li> <li>○資金収支計算書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸借対照表</li> <li>○行政コスト計算書</li> <li>○純資産変動計算書</li> <li>○資金収支計算書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸借対照表</li> <li>○行政コスト計算書</li> <li>○正味財産変動計算書</li> <li>○キャッシュ・フロー計算書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸借対照表</li> <li>○業務費用計算書</li> <li>○資産・負債差額増減計算書</li> <li>○区分別収支計算書</li> </ul>
台帳整備	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○段階的整備を想定→売却可能資産、土地を優先	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○官庁会計システムとは連動していないが、法令に基づき国有財産台帳、物品管理簿等を整備
複式簿記	○経済取引が発生した都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生した都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	決算統計データを活用し、期末に一括して仕訳を実施	○官庁会計処理に連動して発生した都度、複式仕訳を実施	○官庁会計システム(ADAMS II)に連動して発生した都度、複式仕訳を実施(国有財産等については、期末時に複式仕訳を実施)
有形固定資産の評価基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得原価が判明…取得原価</li> <li>・取得原価が不明…再調達原価</li> <li>※取得原価の判明・不明の判断</li> <li>※適正な対価を支払わずに取得したものは再調達原価(道路等の土地は備忘価額1円)</li> <li>※売却可能資産は売却可能価額を注記</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業用資産土地…固定資産税評価額建物等…再調達原価</li> <li>○インフラ資産土地…取得原価建物等…再調達原価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共資産…決算統計データから取得原価を推計</li> <li>○売却可能資産…売却可能価額</li> </ul>	○取得原価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国有財産(公共用財産を除く)…毎年度時価を基準に改定される国有財産台帳価額</li> <li>○公共用財産…取得原価</li> <li>○物品…取得原価</li> </ul>
税収の取扱い	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○行政コスト計算書に計上	○資産・負債差額増減計算書に計上

総務省資料より

## 2. 統一的な基準と総務省方式改定モデルの違い

### (1) 概要

本町が従来作成していた総務省方式改訂モデルと統一的な基準を比較すると、3点の変更点があります。

#### ① 『発生主義・複式簿記の導入』

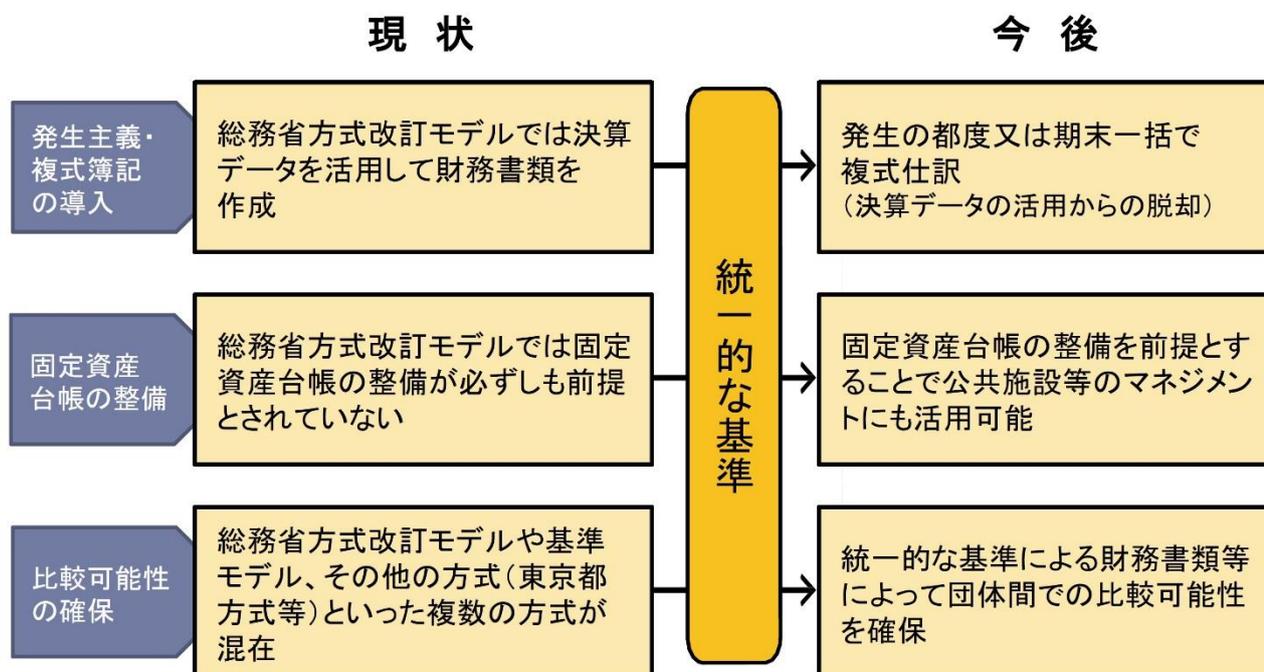
総務省方式改訂モデルは決算データを活用して財務書類を作成していましたが、統一的な基準では伝票単位で複式仕訳を行い、発生主義会計を導入します。

#### ② 『固定資産台帳の整備』

総務省方式改訂モデルでは必ずしも固定資産台帳の導入が前提とされていませんでしたが、統一的な基準では固定資産台帳の整備が必須となり、公共施設等のマネジメントにも活用可能となります。

#### ③ 『比較可能性の確保』

地方公会計制度の会計基準は従来、様々な会計基準が存在していましたが、平成 29 年度末までに全ての地方公共団体が統一的な基準による財務書類を整備するため、団体間での比較可能性が確保されます。



総務省資料より

## (2) 現金主義と発生主義

会計取引の認識基準の考え方には、「現金主義会計」と「発生主義会計」があります。民間の企業会計は「発生主義」を採用しており、現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）を把握することができます。

**現金主義と発生主義**

**現金主義**

**現金の収支に着目した会計処理原則（官庁会計）**

- 現金の収支という客観的な情報に基づくため、公金の適正な出納管理に資する
- × 現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができない

**発生主義**

**経済事象の発生に着目した会計処理原則（企業会計）**

- 現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができる
- × 主観的な見積もりが含まれるため、必ずしも客観性が担保されない

➡

「現金主義」に加えて「発生主義」を採り入れることで、減価償却費、退職手当引当金等のコスト情報が「見える化」

## (3) 単式簿記と複式簿記

複式簿記とは経済取引の記帳を二面的に行う簿記の手法で、伝票単位で複式簿記を行うことで資産等のストック情報が「見える化」されます。

**単式簿記と複式簿記**

**単式簿記**

**経済取引の記帳を現金の収入・支出として一面的に行う簿記の手法（官庁会計）**

**複式簿記**

**経済取引の記帳を借方と貸方に分けて二面的に行う簿記の手法（企業会計）**

(例) 現金100万円で車を1台購入した場合

- <単式簿記> 現金支出100万円を記帳するのみ
- <複式簿記> 現金支出とともに資産増を記帳  
(借方)車両100万円 (貸方)現金100万円

➡

「単式簿記」に加えて「複式簿記」を採り入れることで、資産等のストック情報が「見える化」

## (4) 固定資産台帳

## ①概要

固定資産台帳とは、町が保有する財産（固定資産）をその取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに記録・管理するための帳簿です。また、財務書類作成の基礎となる重要な帳簿の役割を果たすとともに、固定資産の適切な管理及び有効活用を行うための基礎となる台帳であり、金額情報や減価償却情報が含まれています。

## 公会計・貸借対照表(B/S:Balance sheet)で固定資産を表すと

固定資産	有形固定資産	事業用資産	土地・立木竹・建物・工作物・船舶・浮標等・航空機・その他・建設仮勘定 売却を目的として保有している資産については、有形固定資産ではなく、棚卸資産として計上します。
		インフラ資産	土地・建物・工作物・その他・建設仮勘定 システムまたはネットワークの一部であること、性質が特殊なものであり代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に關し制約を受けることといった特徴の一部またはすべてを有するもの。例えば道路、橋、下水処理関連、水道等が該当します。
		物品	物品
	無形固定資産	ソフトウェア・その他	
	投資 その他の資産	投資及び出資金・投資損失引当金・長期延滞債権・長期貸付金・基金・その他・徴収不能引当金	

総務省資料より

## ②固定資産台帳の必要性

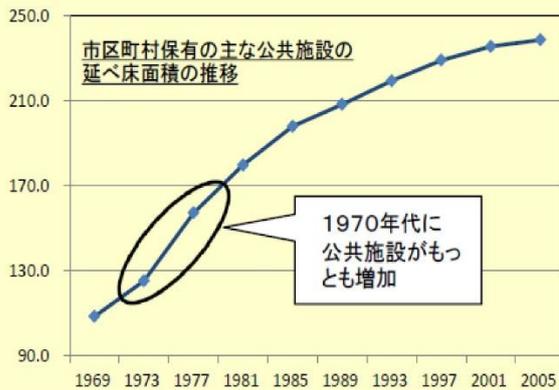
固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠です。

統一的な基準による財務書類等の作成にあたっては、自団体の資産の状況を正しく把握することや、他団体との比較可能性を確保することが重要になることから、各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備する必要があります。

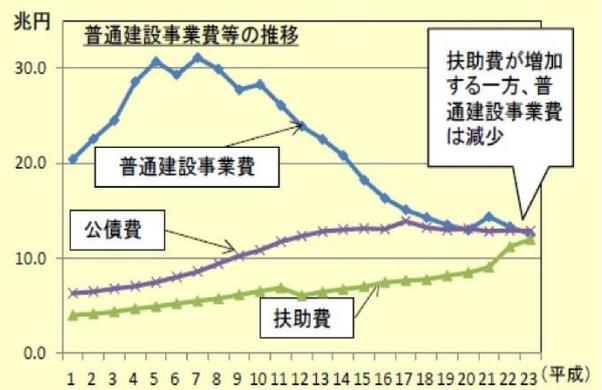
### 固定資産台帳の必要性

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。

km<sup>2</sup> 【公共施設状況調査】



【地方財政状況調査】



財務書類作成のための基礎資料としてだけでなく、公共施設等の再編・長寿命化の観点からも、固定資産台帳の整備は必要不可欠。

総務省資料より

## (5) 比較可能性の確保

従来の地方公会計制度の会計基準は「総務省方式改訂モデル」、「基準モデル」及びその他の基準が混在していたため、団体間を比較することが困難などの課題がありました。

こうした課題を解決するため、平成26年度に新たな会計基準である「統一的な基準」が示され、平成29年度末までにすべての地方公共団体はこの基準に準拠した財務書類を作成する必要があります。

今後は以下のような指標に基づき、団体間の比較を行うことで財務書類のマネジメント・ツールとしての機能が従来よりも向上すると考えられます。

分析指標の例	内容
純資産比率及び将来世代負担比率	過去及び現世代による負担と将来世代の負担の割合を見ることができます。
有形固定資産減価償却比率	有形固定資産のうち土地以外、つまり建物などの償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合です。耐用年数と比べ、償却資産の取得時からどの程度経過しているかがわかります。
受益者負担比率	使用料及び手数料などの経常収益の経常費用に対する割合です。受益者の負担の程度がわかります。
行政コスト対財源比率	当年度の経常費用から経常収益を控除した純経常コストに対して、どれだけが当年度の負担で賄われたかがわかります。
歳入額対資産比率	歳入総額に対する資産の比率を算定し、今までに形成された資産が歳入規模の何年分であるかがわかります。
地方債の償還可能年数	地方債を、経常的に確保できる資金（業務活動収支の黒字額）で返済した場合に、何年で返済できるかを表し、町債の多寡や債務返済能力がわかります。

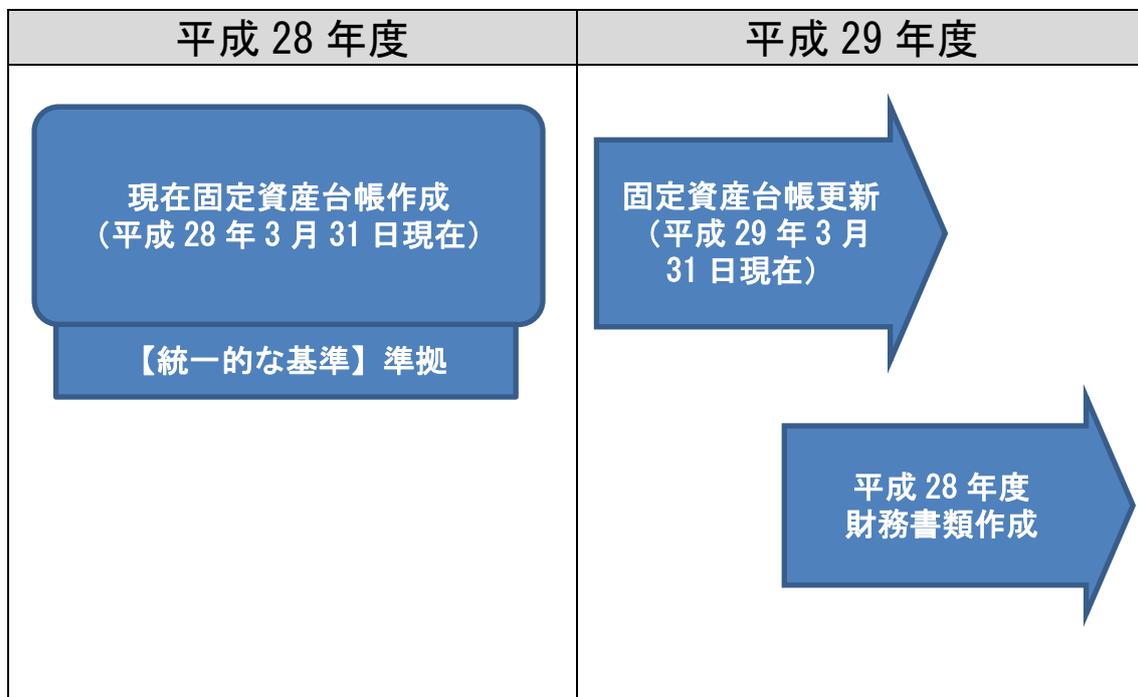
### 第3章 本町の地方公会計制度に関する取組み

本町では、平成28年度から統一的な基準による財務書類の作成に向けて取り組みを進めてきました。

年度	取組み
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統一的な基準に準拠した固定資産台帳の整備</li> <li>・ 統一的な基準による財務書類の作成準備</li> </ul>
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定資産台帳の更新</li> <li>・ 統一的な基準による財務書類の作成及び公表（平成28年度分）</li> </ul>

（作成基準日）

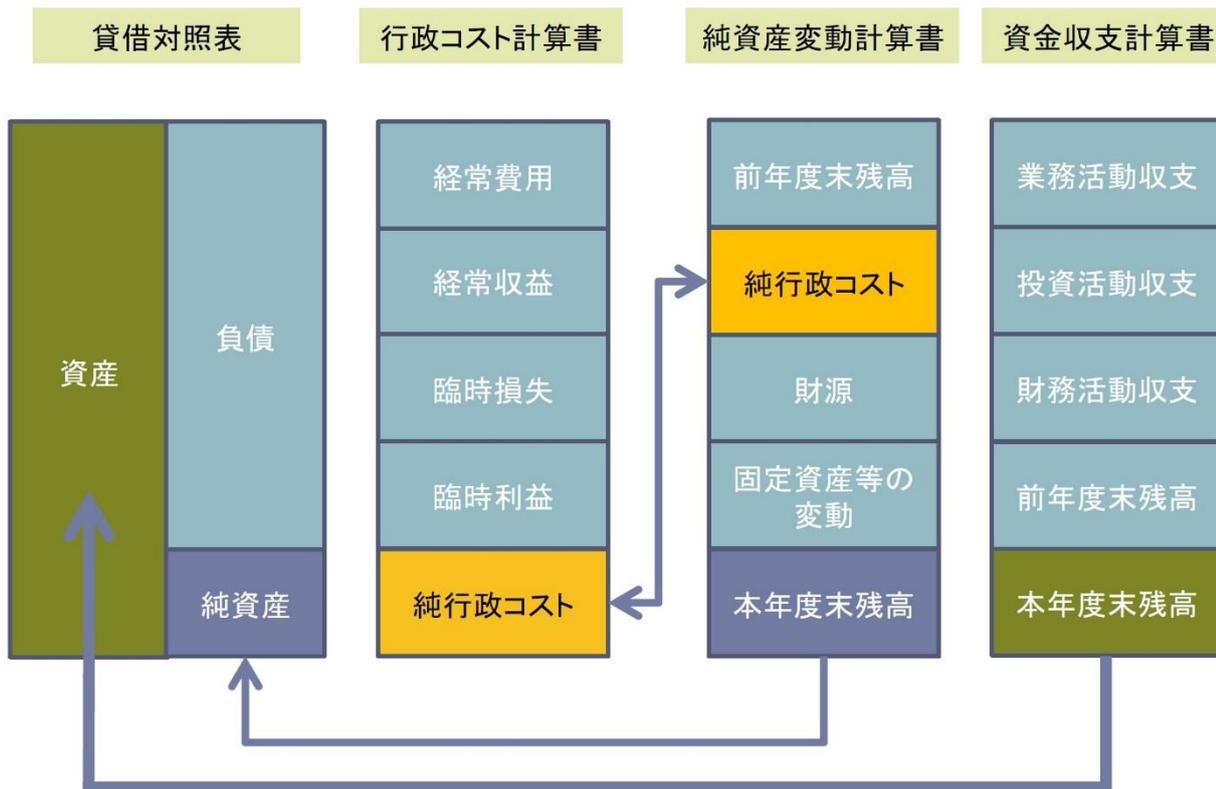
作成基準日は、会計年度の最終日である平成29年3月31日としています。平成29年4月1日から5月31日までの出納整理期間の収支については、基準日までに収入・支出があったものとして取り扱っています。



## 第4章 財務書類

### 1. 財務書類の相互関係

財務書類は、総務省方式改訂モデルと基準モデルと同様に4つの財務書類で構成されます。それぞれのイメージは以下のとおりとなります。



+本年度末歳計外現金

総務省資料より

## 財務書類とは

### 貸借対照表とは…

基準日時点における地方公共団体の財政状況（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を明らかにすることを目的に作成するものです。会計年度末における資産と負債のバランスを把握することができます。

この表は、資産をどのような財源（負債と純資産）で賄ったかを示しており、負債は将来世代の負担を、純資産は現在までの世代の負担を表しています。

資産は住民サービスを提供するために保有しているもので、将来にわたって利用されることから、町債の償還を通じて将来世代も負担するという考え方によりますと、負債と純資産とのバランス（世代間の負担のバランス）もみることができます。

### 行政コスト計算書とは…

1年間の経常費用と、それが使用料及び手数料などの財源によってどのように賄われたかを表します。

人件費や物件費など経常費用から、使用料及び手数料などの経常収益を引いた純経常コストが、地方公共団体の提供したサービスに対する直接的な収入では賄いきれなかったコストであり、税や国県からの補助金などにより賄われることとなります。

### 純資産変動計算書とは…

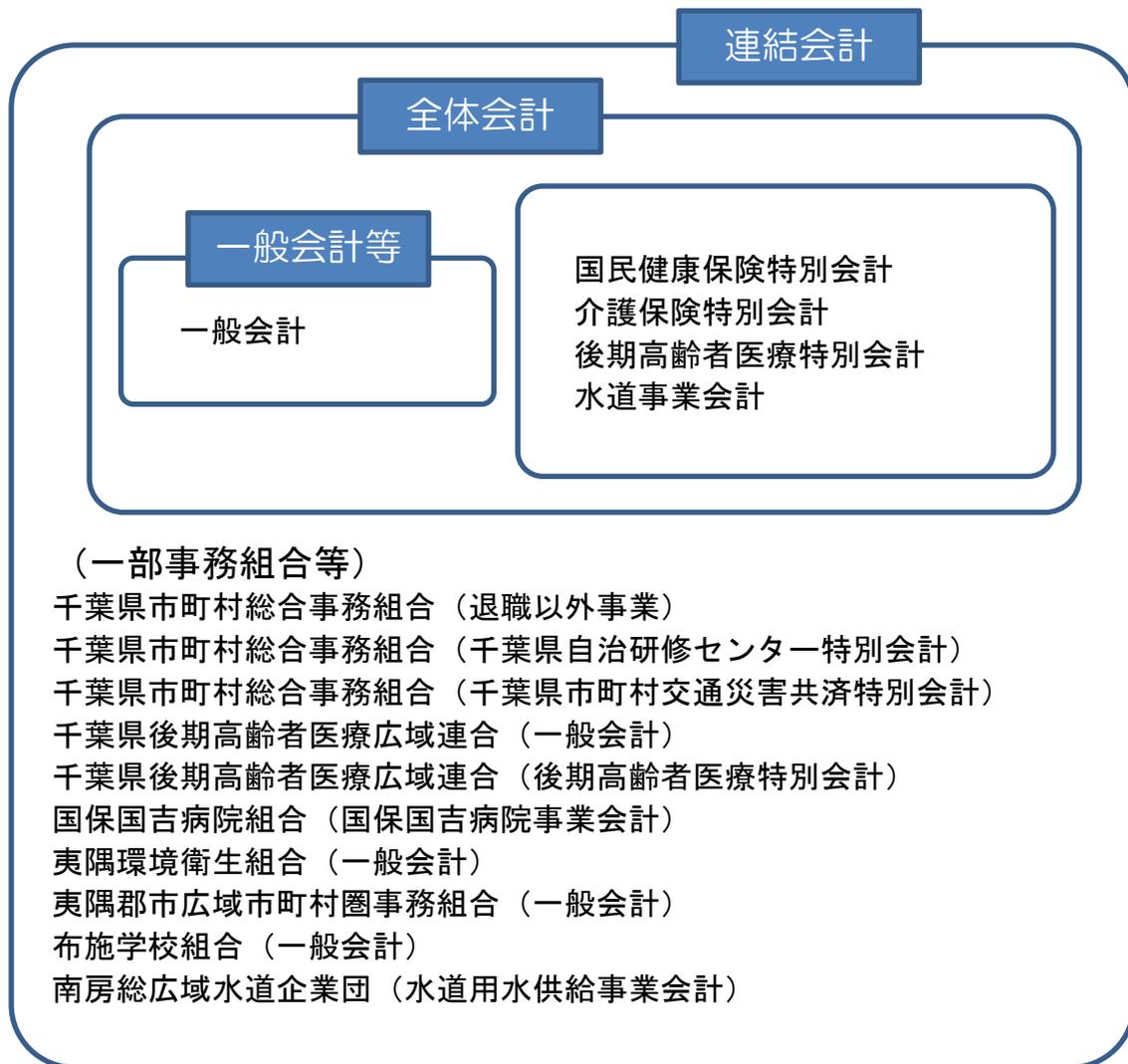
固定資産の増減を含めた将来に引き継ぐ純資産が1年間でどのように増減したかを表します。

### 資金収支計算書とは…

業務活動、投資活動、財務活動の区分ごとに、1年間の資金収支の状況を表します。

## 2. 対象会計範囲

財務書類は、一般会計及び公営企業会計以外の特別会計からなる「一般会計等」を基礎として作成します。また、一般会計等に地方公営事業会計を加えた「全体会計」、一部事務組合等を加えた「連結会計」についてあわせて作成します。



### 3. 財務書類の概要（一般会計）

#### （1）貸借対照表

（単位：千円）

科目	一般会計	
		一人当たり
固定資産	25,440,857	3,323
有形固定資産	23,540,452	3,075
事業用資産	11,635,063	1,520
うち土地	6,922,597	904
インフラ資産	11,792,856	1,541
物品	112,534	15
無形固定資産	93,848	12
投資その他の資産	1,806,556	236
流動資産	534,432	70
現金預金	153,988	20
その他	380,444	50
資産合計	25,975,289	3,393
固定負債	3,886,031	508
地方債	2,965,320	387
退職手当引当金	914,627	119
その他	6,085	1
流動負債	396,177	52
1年以内償還予定地方債	348,368	46
賞与等引当金	47,809	6
その他		
負債合計	4,282,208	559
純資産合計	21,693,081	2,834
負債及び純資産合計	25,975,289	3,393
(参考)	一般会計	一人当たり
有形固定資産減価償却累計額	16,902,854	2,208

※一人当たりの金額は、平成29年3月末時点での住民基本台帳人口7,655人で算出しています。

資産合計は259億7,528万9千円、負債合計は42億8,220万8千円、純資産合計は216億9,308万1千円となっています。また、住民一人あたりでは、資産合計は339万3千円、負債合計は55万9千円、純資産合計は283万4千円となっています。

資産とは、インフラ資産や施設などの住民サービスを提供するために使用すると見込まれる固定資産や、現金や税金の未収金などの流動資産のことです。

固定資産のうち事業用資産は、庁舎や学校、公民館、公営住宅など、公共

サービスに供されている資産でインフラ資産以外の資産をいい116億3,506万3千円となっています。このうち土地は、69億2,259万7千円となっています。

インフラ資産は、道路や橋など社会基盤となる資産で、117億9,285万6千円となっています。

物品は、原則50万円以上の公用車や備品が該当し、1億1,253万4千円となっています。

無形固定資産は、主に電算機のソフトウェアなどが該当し、9,384万8千円となっています。

投資その他の資産は、出資金や長期延滞債権、長期貸付金などのほか、減債基金やその他目的基金が該当し、18億655万6千円となっています。

流動資産のうち現金預金は1億5,398万8千円となっています。その他は、町税や使用料などの未収金や短期貸付金、財政調整基金が該当し3億8,044万4千円となっています。

負債とは、将来、支払い義務の履行により資金流出をもたらすもので、将来世代への負担となるものです。

固定負債のうち地方債は、これまでに発行した地方債の残高のうち、償還予定が1年を超えるもので、29億6,532万円となっています。

退職手当引当金は、期末において全職員が退職すると仮定した場合に、規程等に基づいて全職員に支給される退職金の総額を計上し、9億1,462万7千円となっています。

流動負債のうち1年以内償還予定地方債は、これまでに発行した地方債の残高のうち、償還予定が1年以内のもので、3億4,836万8千円となっています。賞与等引当金は、翌年度6月支給の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額について、本会計年度の期間に対応する部分を計上し、4,780万9千円となっています。

資産から負債を差し引いた純資産は、216億9,308万1千円となっています。

#### 【貸借対照表でわかること】

指標	(単位：%)
	一般会計
純資産比率	83.5
将来世代負担比率	14.1
有形固定資産減価償却率	50.4

**【純資産比率】** = 純資産合計 ÷ 資産合計 × 100

企業会計の「自己資本比率」に相当し、資産のうち償還義務のない純資産がどれくらいの割合かを表します。この比率が高いほど将来世代の負担の割合が少ないこととなります。多くの地方公共団体では50～90%となっています。

**【将来世代負担比率】** = 地方債（1年以内も含む） ÷ 有形固定資産 × 100

社会資本形成の結果を表す公共資産のうち、地方債によって形成された割合を表し、この比率が高いほど将来世代の負担が多いこととなります。多くの地方公共団体では10～40%となっています。将来世代負担比率が低い場合でも、将来世代の負担が大きくなるよう世代間の負担バランスに配慮しながら社会資本整備を実施していく必要があります。

**【有形固定資産減価償却率】** = 減価償却累計額 ÷ （有形固定資産 - 土地 + 減価償却累計額） × 100

有形固定資産のうち、土地以外、つまり建物などの償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を表します。耐用年数のうち、償却資産の取得時からどの程度経過しているのかを把握します。多くの地方公共団体では35～50%となっています。

### 【総務省方式改定モデルから統一的な基準へ変更したことによる影響】

貸借対照表において、総務省方式改定モデルから統一的な基準へ変更したことによる影響額等は次のとおりです。

#### ○有形固定資産の評価基準の変更（P3 参照）による主な影響額

土地	62 億 2,234 万 3 千円の増加
償却資産	66 億 5,766 万 7 千円の増加

これは、総務省方式改定モデルが、昭和44年度以降の決算統計データの積み上げにより取得価額を算出していたのに対し、統一的な基準では、昭和43年度以前に取得していたものや、金銭支出を伴わずに取得した資産（寄附や移管）も含めすべての固定資産を評価したことによるものです。

## (2) 行政コスト計算書

(単位：千円)

科目	一般会計	
	一人当たり	
経常費用	3,546,375	463
業務費用	2,313,814	302
人件費	653,714	85
物件費等	1,622,039	212
物件費	926,309	121
維持補修費	46,788	6
減価償却費	648,942	85
その他		
その他の業務費用	38,061	5
移転費用	1,232,561	161
経常収益	182,474	24
純経常行政コスト	3,363,902	439
臨時損失	15,722	2
臨時利益		
純行政コスト	3,379,624	441

※一人当たりの金額は、平成29年3月末時点での住民基本台帳人口7,655人で算出しています。

経常費用は35億4,637万5千円、経常収益は1億8,247万4千円、純経常行政コスト（費用から収益を差し引いたもの）は33億6,390万2千円、さらに臨時損失、臨時利益を加減した純行政コストは33億7,962万4千円となりました。

経常費用は、毎会計年度経常的に発生する経費で、業務活動のために経常的に費消された業務費用と他の団体や個人に対する移転支出に充てられた移転費用に分類されます。

業務費用は23億1,381万4千円で、このうち人件費は6億5,371万4千円、物件費等のうち物件費は9億2,630万9千円、維持補修費は4,678万8千円、減価償却費は6億4,894万2千円、その他の業務費用は公債費のうちの利息及び町税等の徴収不能引当金繰入額を計上し、3,806万1千円となっています。

移転費用は、補助費等や扶助費、他会計への繰出金を計上し、12億3,256万1千円となっています。

経常収益は、使用料及び手数料と諸収入を計上し、1億8,247万4千円となっています。

経常費用から経常収益を差し引いた純経常行政コストは、33億6,390万2

千円となっています。

臨時損失とは、主に災害復旧事業費が該当し、1,572万2千円となっています。

純経常行政コストに臨時損失を加えた純行政コストは、33億7,962万4千円となっています。

【行政コスト計算書でわかること】

(単位：%)

指標	一般会計
受益者負担比率	5.1

【受益者負担比率】 = 経常収益 ÷ 経常費用 × 100

行政コスト計算書における経常収益は、使用料及手数料であるから、受益者負担金額を示します。経常収益の経常費用に対する割合を算定することで、受益者負担の程度を表します。多くの地方公共団体の一般会計では、3%~8%となります。

## (3) 純資産変動計算書

(単位：千円)

科目	一般会計	
	一人当たり	
前年度末純資産残高	22,212,252	2,902
純行政コスト(△)	△ 3,379,624	△ 441
財源	3,024,281	395
本年度差額	△ 355,343	△ 46
固定資産等の変動		
資産評価差額	△ 548,181	△ 72
その他	384,352	50
本年度純資産変動額	△ 519,172	△ 68
本年度末純資産残高	21,693,081	2,834

※一人当たりの金額は、平成29年3月末時点での住民基本台帳人口7,655人で算出しています。

純行政コストは、行政コスト計算書の純行政コストと一致し、33億7,962万4千円となっています。純資産残高の減少要因なのでマイナス符合となります。

財源は、町税及び各種交付金、地方交付税、国県等補助金、寄附金などで、30億2,428万1千円となっています。統一基準における「財源」とはこれらのみを示します。

資産評価差額の5億4,818万1千円は、主に、調査により地目を修正したことに伴う評価減です。

## 【純資産変動計算書でわかること】

(単位：%)

指標	一般会計
行政コスト対財源比率	111.2

【行政コスト対財源比率】 = 純経常行政コスト ÷ 財源 × 100

当年度の経常費用から経常収益を控除した純経常コストに対して、どれだけが当年度の負担で賄われたかがわかります。比率が100%を上回っていると、経常的な行政コストを税収や地方交付税では賄えていない状況であるといえます。

## (4) 資金収支計算書

(単位：千円)

科目	一般会計	
	一人当たり	
業務支出	2,870,330	375
業務費用支出	1,637,769	214
移転費用支出	1,232,561	161
業務収入	3,185,124	416
臨時支出	15,372	2
臨時収入	1,581	
業務活動収支	301,003	39
投資活動支出	958,611	125
投資活動収入	303,050	40
投資活動収支	△ 655,560	△ 86
財務活動支出	352,281	46
財務活動収入	606,580	79
財務活動収支	254,299	33
本年度資金収支額	△ 100,258	△ 13
前年度末資金残高	254,246	33
本年度資金残高	153,988	20

※一人当たりの金額は、平成29年3月末時点での住民基本台帳人口7,655人で算出しています。

業務活動収支は、地方公共団体が営む経常的事業により断続的に発生する業務支出28億7,033万円及び一般的な財源である税収等の業務収入31億8,512万4千円、臨時的支出1,537万2千円、臨時的収入158万1千円の収支差で、3億100万3千円のプラスとなっています。業務支出のうち業務費用支出は人件費支出及び物件費等支出、公債費のうちの利子を示す支払利息支出を計上します。移転費用支出は、補助金等支出や扶助費を示す社会保障給付支出、他会計への繰出支出などを計上します。業務収入は、町税や各種税交付金、地方交付税などの税収等収入、及び国県等補助金収入、財産収入や諸収入のその他の収入を計上します。

投資活動収支は、地方公共団体が営む投資的事業により発生する投資活動支出9億5,861万1千円と、それに充てた国県等補助金収入や基金取崩収入などの投資活動収入3億305万円との差額で、6億5,556万円のマイナスとなっています。なお、公共施設等整備費に充てた地方債収入はここには計上されず、地方債収入はすべて財務活動収入に計上されます。

財務活動収支は、地方債の元金償還金を計上する財務活動支出3億5,228万1千円と、地方債発行収入である財務活動収入6億658万円との差額で、

2億5,429万9千円のプラスとなっています。

これらを合わせまして、本年度資金収支額は1億25万8千円のマイナスとなり、前年度資金残高の2億5,424万6千円に合わせますと、本年度資金残高は、1億5,398万8千円となっています。

#### 【資金収支計算書でわかること】

指標	一般会計
基礎的財政収支（プライマリーバランス）	△ 314,259
歳入額対資産比率	6.0
地方債の償還可能年数	11.0

【基礎的財政収支（プライマリーバランス）】 = 業務活動収支（支払利息支出を除く）+ 投資活動収支  
 地方債の償還金を除いた歳出と地方債発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標となります。

【歳入額対資産比率】 = 資産合計 ÷ 歳入総額  
 歳入総額に対する資産の比率を算定し、今までに形成された資産が歳入規模の何年分であるかがわかります。多くの地方公共団体では3.0~7.0の間となっています。

【地方債の償還可能年数】 = 地方債残高 ÷ 業務活動収支  
 地方債を、経常的に確保できる資金（業務活動収支の黒字額）で返済した場合に、何年で返済できるかを表し、町債の多寡や債務返済能力がわかります。